

リハビリスト倶楽部・ハッピーホーム

地域密着型通所介護

介護予防通所介護相当事業
契約書

リハビリスト倶楽部・ハッピーホーム
地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当事業契約書

様（以下、「利用者」といいます）と株式会社メイクホーム、リハビリスト倶楽部・ハッピーホーム（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う地域密着型通所介護・予防通所介護相当事業について、次の通り契約を締結します。

第1条 契約の目的

事業者は、利用者に対し、介護保険法、その他関係法令及び地域密着通所介護・介護予防通所介護相当事業実施要綱等に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域密着通所介護、介護予防通所介護相当事業サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 契約期間

- 1 この契約の契約期間は契約締結日から利用者の要介護認定また要支援認定の有効満了日までとしますが、利用者から事業所に対し終了及び解約の申し出がない限り、自動的に更新されるものとします。

第3条 地域密着型通所介護計画・介護予防通所介護相当事業計画 個別支援計画の作成及び変更

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望をふまえ、「通所介護計画書・介護予防計画書・個別支援計画書」を作成します。事業者はこの「通所介護計画・介護予防通所介護相当計画・個別支援計画書」の内容を利用者および家族に説明して同意を得、交付します。

第4条 地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当事業の提供場所・内容及びその変更

- 1 提供場所はリハビリスト倶楽部・ハッピーホームです。所在地および設備は別紙「重要事項説明書」の通りです。
- 2 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は「契約書別紙（重要事項説明書）」のとおりです。
- 3 事業所は、個別訓練（支援）計画に沿って、契約書別紙（重要事項契約書）に定めた内容のサービスを提供します。
- 4 個別訓練（支援）計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の方の了承を得て新たな内容の個別訓練（支援）計画を作成し、それをもって事業者が提供するサービスの内容とします。

第5条 料金等の支払い

- 1 利用者は、事業者サービスを受けたいときは、「契約書別紙」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
- 2 利用料の請求や支払い方法は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時には、利用者に対して領収書を発行します。

第6条 利用料の変更

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が利用料の変更を承諾する場合、新たな利用料に基づく契約書（重要事項説明書）を作成しお互いに取り交わします。

第7条 利用者の解約

- 1 利用者は、事業者に対して、サービスの実施日の前日または当日までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用の中止をすることができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、地域密着通所介護・介護予防通所介護・介護予防通所相当事業サービスの実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。
- 3 利用者は、事業所が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供しない場合
 - (2) 守秘義務に違反したとき
 - (3) 破産等業務を継続する見通しが困難になったとき
 - (4) 前各号の他この契約に違反したとき

第8条 事業者の解除

- 1 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。
 - (1) 利用者の利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したのにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - (2) 利用者又はその家族が事業者や従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

第9条 契約の終了

- 1 次の場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は利用者に対し速やかにその旨を通知するものとします。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護・要支援認定区分が非核当（自立）と認定され、且つ、事業対象者にも該当しない場合
 - (3) 要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービス提供が困難となった場合
 - (4) 利用者が事業者の通常のサービス実施地域以外に転居したこと等により、事業者によるサービス提供が困難になった場合
 - (5) 利用者が死亡した場合

第10条 秘密保持

- 1 従業員及び従業員であった者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密・個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後についても第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者およびその家族の個人情報を用いません。
- 3 事業者は高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
- 4 事業者は、サービス提供期間中及びサービス提供終了後に実施する事業者向け研修会や事業報告等で作成した、個別支援計画書や体力・筋力測定の結果、記録、写真、動画等について、個人を特定しない形で使用させていただくことがありますので予めご了承願います（個人を特定する形で使用が必要となった場合には事前にご相談させていただきます。）

第11条 事故時の対応

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたり利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失にならないときは、この限りではありません。

第12条 損害賠償

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。

第13条 苦情対応

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービス「に苦情がある場合は、「契約書別紙（重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は利用者が苦情の申し出等をおこなったことを理由にして何らかの不利益な取り扱いもいたしません。

第14条 連携

- 1 事業者は、地域密着通所介護・介護予防通所介護相当事業の提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、利用者と契約を結んだ場合はこの契約書の写しを必要であれば介護支援専門員等に送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合または契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員に連絡します。

第15条 サービス内容等の記録作成及び保存

- 1 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- 2 事業者は、サービス費の請求及び受領に関する記録を整備し、その完結から5年間保存します。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の介護保険事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるとします。

第16条 信頼誠実の原則

利用者および事業者は、信頼誠実をもってこの契約を履行するものとします。

第17条 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意します。

第18条 契約外条項

本契約に定めのない事項が発生した場合は、介護保険法等関係法令の定めるところを尊厳し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するために本通2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(事業者) 所在地 青森県青森市大野字山下177番地20

事業者名 株式会社メイクホーム

代表者 職・氏名 代表取締役 原子 靖民 印

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申込みます。

住 所

氏 名 印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名 印

本人との続柄